年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 令和元年 12 月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900014号 厚生局事案番号 : 四国(国)第1900002号

第1 結論

昭和51年7月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年7月から昭和54年3月まで

私は 20 歳になった時には大学生だったが、A町役場又はB市役所から国民年金の加入案内のはがきが複数回届いていたので、母親に相談すると、「私が払っておくよ。」と言ってくれた。母親は、A町役場又はB市役所に学生証と通帳を持参して国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を支払ってくれたと思う。しかし、請求期間は、国民年金に未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の手帳記号番号は、昭和54年6月25日にA町で払い出されたことが確認できるが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。また、請求者は、請求期間において国民年金の任意加入対象者(学生)であったことから、前述の手帳記号番号の払出時点で、請求期間に遡って国民年金に加入することはできなかったと思われるところ、請求者の国民年金被保険者台帳によると、昭和54年3月分の保険料を記録する欄に「今月迄非該当」のゴム印が押印されていること、並びに当該被保険者台帳及び請求者の国金年金被保険者名簿によると、請求者が同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得(強制加入)していることが確認できることから、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、「大学に入って2年ぐらいはB市内に下宿し、その後はA町の実家から通学した。」旨陳述していることから、請求者が請求期間に住民登録をしていたのはA町又はB市であったと考えられるところ、A町及びB市は、「昭和51年当時の

国民年金の加入案内、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、資料を保管しておらず不明である。」旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これを行ったとする請求者の母親からは陳述を得ることができないことから、請求期間に係る具体的な状況が不明である。

また、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことを うかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。